

函館市住宅騒音防止工事補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 函館市が公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号。以下「航空機騒音防止法」という。）第8条の2の規定による助成を受けて実施する函館空港周辺住宅の騒音防止工事に対する補助金の交付に関しては関係法等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、航空機騒音防止法第8条の2の規定により、函館空港について国土交通大臣が指定した第1種区域内に当該指定のあった日に現に所在する住宅（人の居住の用に供する建物または建物の部分をいう。以下「住宅」という。）または北海道エアポート株式会社（以下「HAP」という。）が定める対象区域および期日に現に所在する住宅（人の居住の用に供する建物または建物の部分をいう。以下「告示日後住宅」という。）の所有者または所有権以外の権利を有する者とする。

(住宅または告示日後住宅の騒音防止工事)

第3条 住宅または告示日後住宅の騒音防止工事は、住宅もしくは告示日後住宅の全部または一部の室における航空機の騒音の軽減および当該室内の有効な空気調和の確保を目的とする工事（以下「防音工事」という。）、当該空気調和を図るために防音工事により設置された空気調和機器の所要の機能が失われている場合における当該機器の機能回復を目的とする工事（以下「更新工事①」という。）、更新工事①により設置された空気調和機器の所要の機能が失われている場合における当該機器の機能回復を目的とする工事（以下「更新工事②」という。）、更新工事②により設置された空気調和機器の所要の機能が失われている場合における当該機器の機能回復を目的とする工事（以下「更新工事③」という。）、および更新工事③により設置された空気調和機器の所要の機能が失われている場合における当該機器の機能回復を目的とする工事（以下「更新工事④」という。）とする。

2 防音工事における工法の種別および工事対象室数は、工法の種別については住宅または告示日後住宅の所在する地域の航空機騒音の程度に、工事対象室数については住宅または告示日後住宅に居住する者の人数に応じて市長が別に定める。

3 更新工事①の対象となる機器は、防音工事实施後10年以上経過し、かつ、所要の機能が失われていると認められるものとする。

4 更新工事②の対象となる機器は、更新工事①実施後10年以上経過し、かつ、所要の機能が失われていると認められるものとする。

5 更新工事③の対象となる機器は、更新工事②実施後10年以上経過し、かつ、所要の機能が失われていると認められるものとする。

6 更新工事④の対象となる機器は、更新工事③実施後10年以上経過し、かつ、所要の機能が失われていると認められるものとする。ただし、更新工事②実施後、更新工事③を実施していない単身世帯においては、更新工事②実施後10年以上経過し、かつ、所要の機能が失われていると認められるものを更新工事④の対象となる暖房機とする。

(補助金の交付)

第4条 補助対象者がこの要綱に基づく住宅の騒音防止工事を行ったときは、予算の範囲内において当該補助対象者に対し補助金を交付する。

(補助金交付の対象費用および額)

第5条 補助金の交付の対象とする費用ならびに額は、次の各号に掲げる騒音防止工事を行うために要する経費とする。

(1) 工事費 住宅の騒音防止工事に必要な本工事費（直接工事費、共通仮設費および諸経費をいう。）、各種工事負担金および工事雑費とする。

(2) 設計監理費 住宅の騒音防止工事の設計図書の作成、当該工事の監理および所有者等が補助金の交付を受けるために必要な経費で、市長が別に定める額とする。

(補助金の額)

第6条 住宅の防音工事に対する補助金の額は、次の各号に定める額の合計額とする。

(1) 工事費については、次の各場合に応じ、それぞれに掲げる額とする。

ア 工事費の額がHAPが別に定める限度額（以下本号において「限度額」という。）

以下の場合

工事費の全額

イ 工事費の額が限度額を超える場合

限度額

(2) 設計監理費については、前条第2号の規定により補助金の交付の対象となる額の全額

2 告示日後住宅の防音工事に対する補助金の額は、次の各号に定める額の合計額とする。

(1) 工事費（空気調和機器の工事費を除く。以下本号において「工事費」という。）については、次の各場合に応じ、それぞれに掲げる額とする。

ア 工事費の額がHAPが別に定める限度額（以下本号において「限度額」という。）

以下の場合

工事費の全額

イ 工事費の額が限度額を超える場合

限度額

(2) 暖房機の標準工事に対する工事費（以下本号において「工事費」という。）については、次の各場合に応じ、それぞれに掲げる額とする。

ア 工事費の額が基準額以下の場合

工事費の額に100分の85を乗じて得た額

イ 工事費の額が基準額を超える場合

基準額に100分の85を乗じて得た額

(3) 付帯工事が生じた場合

ア 付帯工事費の額がHAPが別に定める付帯工事額（以下本号において「付帯工事額」という。）に100分の70を乗じて得た額以下の場合

付帯工事費全額

イ 付帯工事費の額が付帯工事額に100分の70を乗じて得た額を超え付帯工事額以下の場合

付帯工事額に 100 分の 70 を乗じて得た額に、付帯工事費の額から付帯工事額に 100 分の 70 を乗じて得た額を差し引いた額に 100 分の 50 を乗じて得た額を加算した額

ウ 付帯工事費の額が付帯工事額を超える場合

付帯工事額に 100 分の 85 を乗じて得た額

(4) 換気装置，レンジ用換気装置の標準工事および付帯工事に対する工事費（以下本号において「工事費」という。）については，次の各場合に応じ，それぞれに掲げる額とする。

ア 工事費の額が基準額および付帯工事額の合算した額以下の場合

工事費の額に 100 分の 75 を乗じて得た額

イ 工事費の額が基準額および付帯工事額の合算した額を超える場合

基準額および付帯工事額の合算した額に 100 分の 75 を乗じて得た額

(5) 設計監理費については，前条第 2 号の規定により補助金の交付の対象となる額の全額

3 更新工事に対する補助金の額は，次の各場合に応じ，それぞれに掲げる額とする。

(1) 暖房機の標準工事に対する工事費（以下本号において「工事費」という。）については，次の各場合に応じ，それぞれに掲げる額とする。

工事種別	工事費の額	補助金の額
更新工事①	基準額以下	工事費に 100 分の 85 を乗じて得た額
	基準額を超える	基準額に 100 分の 85 を乗じて得た額
更新工事①（告示日後）	基準額以下	工事費に 100 分の 82.5 を乗じて得た額
更新工事②	基準額を超える	基準額に 100 分の 82.5 を乗じて得た額
更新工事②（告示日後）	基準額以下	工事費に 100 分の 80 を乗じて得た額
更新工事③	基準額を超える	基準額に 100 分の 80 を乗じて得た額
更新工事③（告示日後）		
更新工事④		

(2) 付帯工事が生じた場合

工事種別	付帯工事費の額	補助金の額
更新工事①	H A P が別に定める額に 100 分の 70 を乗じて得た額（基本額ア）以下	付帯工事費の全額
	基本額アを超え H A P が定める額以下	基本額アに，付帯工事費の額から基本額アを差し引いた額に 100 分の 50 を乗じて得た額を加算した額
	H A P が別に定める額を超える	H A P が別に定める額に 100 分の 85 を乗じて得た額

更新工事①（告示日後） 更新工事②	H A P が別に定める額に 100 分の 65 を乗じて得た額 （基本額イ）以下	付帯工事費の全額
	基本額イを超えH A P が定 める額以下	基本額イに、付帯工事費の 額から基本額イを差し引 いた額に 100 分の 50 を乗 じて得た額を加算した額
	H A P が別に定める額を超 える	H A P が別に定める額に 100 分の 82.5 を乗じて得 た額
更新工事②（告示日後） 更新工事③ 更新工事③（告示日後） 更新工事④	H A P が別に定める額に 100 分の 60 を乗じて得た額 （基本額ウ）以下	付帯工事費の全額
	基本額ウを超えH A P が定 める額以下	基本額ウに、付帯工事費の 額から基本額ウを差し引 いた額に 100 分の 50 を乗 じて得た額を加算した額
	H A P が別に定める額を超 える	H A P が別に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た 額

(3) 換気装置，レンジ用換気装置の標準工事および付帯工事に対する工事費（以下本号において「工事費」という。）については，次の各場合に応じ，それぞれに掲げる額とする。

ア 工事費の額が基準額および付帯工事額の合算した額以下の場合

工事費の額に 100 分の 75 を乗じて得た額

イ 工事費の額が基準額および付帯工事額の合算した額を超える場合

基準額および付帯工事額の合算した額に 100 分の 75 を乗じて得た額

(4) 設計を伴う場合等特別の事情から工事費の額が基準額を超える場合

工事費の額から，基準額と付帯工事額を差し引いた額に更新工事①については 100 分の 85（告示日後住宅については 100 分の 82.5）を乗じて得た額，更新工事②については 100 分の 82.5（告示日後住宅については 100 分の 80）を乗じて得た額，更新工事③，更新工事③告示日後および更新工事④については 100 分の 80 を乗じて得た額と本条第 3 項第 1 号および第 2 号に掲げる額との合計額

4 補助金の交付に係る H A P，北海道，函館市の負担区分は，別表 1 によるものとする。

（生活保護等の受給者に係る補助金の額）

第 7 条 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者ま

たは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第13条第2項に規定する特定中国残留邦人等のうち、同法第14条第1項に規定する支援給付を受けている者もしくは、同法第14条第3項に規定する特定中国残留邦人等の属する世帯において当該中国残留邦人等の配偶者があるものが死亡した場合における当該配偶者が住宅の所有者等である場合の住宅（以下「生活保護住宅」という。）の防音工事に対する補助金の額は、次の各号に定める額の合計額とする。

(1) 工事費については、前条第1項第1号に同じ。

(2) 設計監理費については、前条第1項第2号に同じ。

2 生活保護住宅であつて告示日後住宅における防音工事に対する補助金の額は、次の各号に定める額の合計額とする。

(1) 工事費（空気調和機器の工事費を除く。）については、前条第2項第1号に同じ。

(2) 空気調和機器の標準工事に対する工事費（以下本号において「工事費」という。）については、次の各場合に依り、それぞれに掲げる額とする。

ア 工事費の額が、工事費の額に100分の95を乗じて得た額が基準額に100分の85を乗じて得た額以下の場合

工事費の全額

イ 工事費の額が、工事費の額に100分の95を乗じて得た額が基準額に100分の85を乗じて得た額を超える場合

基準額

ウ 付帯工事が生じた場合

付帯工事費の額がHAPが別に定める付帯工事額（以下本号において「付帯工事額」という。）以下の場合には付帯工事費全額とし、付帯工事額を超える場合は付帯工事額とする。

(3) 設計監理費については、第5条第2号の規定により補助金の交付の対象となる額の全額

3 更新工事に対する補助金の額は、次の各場合に依り、それぞれに掲げる額とする。

(1) 空気調和機器の標準工事に対する工事費（以下本号において「工事費」という。）については、次の各場合に依り、それぞれに掲げる額とする。

ア 工事費の額が基準額以下の場合

工事費の全額

イ 工事費の額が基準額を超える場合

基準額

(2) 付帯工事が生じた場合

ア 付帯工事費の額がHAPが別に定める付帯工事額（以下本号において「付帯工事額」という。）以下の場合

付帯工事費全額

イ 付帯工事費の額が付帯工事額を超える場合

付帯工事額

(3) 設計を伴う場合等特別の事情から工事費と付帯工事費の合計額（以下本号におい

て「工事費の額」という。)が空気調和機器の基準額と付帯工事額の合計額を超える場合

工事費の額から、空気調和機器の基準額と付帯工事額を差し引いた額と本条第3項第1号および第2号に掲げる額との合計額

- 4 補助金の交付に係るHAP、北海道、函館市の負担区分は、別表2によるものとする。

(補助金の交付手続き)

第8条 補助金の交付手続きについては、実施要領において別に定めるものとする。

(取得財産の処分等の制限)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物ならびにその他機器を補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

- 2 補助金の交付を受けた者が当該住宅を譲渡するときまたは転出するときは、補助事業により取得した造作および設備は当該住宅の所有者に継承しなければならない。

(補助金相当額の返納)

第10条 補助金の交付を受けた者が次の各号の一に該当することとなったときは、市長は補助金相当額について、当該補助金相当額の全部または一部の返納を命ずることができる。

(1) 第2種区域内に所在する住宅の所有者等で騒音防止工事の補助金の交付を受けた者が、当該工事の完了後にHAPの移転補償を受けようとするとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(補則)

第11条 この要綱の実施に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 5 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 5 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 5 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 5 7 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 1 1 月 9 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 6 月 1 9 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 7 月 2 0 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 1 0 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 1 2 月 1 7 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 0 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表1ー1 住宅騒音防止工事補助金の交付に係るHAP、北海道、函館市の負担の考え方(第6条第4項関連)

区 分		補 助 金				備 考	
		HAP	北海道	函館市			
防音工事	定額以下	全額			工事費全額		
	定額超～限度額以下	定額+(工事費－定額)×50/100	(工事費－定額)×25/100	(工事費－定額)×25/100			
	限度額超	定額+(限度額－定額)×50/100	(限度額－定額)×25/100	(限度額－定額)×25/100	限度額		
	設計監理費	全額			補助対象額全額		
防音工事(告示日後) (空気調和機器を除く)	定額以下	全額			工事費全額		
	定額超～限度額以下	定額+(工事費－定額)×50/100	(工事費－定額)×25/100	(工事費－定額)×25/100			
	限度額超	定額+(限度額－定額)×50/100	(限度額－定額)×25/100	(限度額－定額)×25/100	限度額		
	設計監理費	全額			補助対象額全額		
防音工事(告示日後) (空気調和機器)	暖房機	定率限度額以下	工事費×70/100	工事費×7.5/100	工事費×7.5/100	工事費×85/100	定率限度額＝基準額×60/70
		定率限度額超～基準額以下	基準額×60/100	{工事費－HAP助成金－(工事費×15/100)}×50/100	{工事費－HAP助成金－(工事費×15/100)}×50/100		
		基準額超	基準額×60/100	基準額×12.5/100	基準額×12.5/100	基準額×85/100	
	暖房付帯工事	付帯工事額×70/100以下	付帯工事額×60/100	(工事費－HAP助成金)×50/100	(工事費－HAP助成金)×50/100		
		付帯工事額×70/100超 付帯工事額以下	付帯工事額×60/100	付帯工事額×5/100＋{工事費－(付帯工事額×70/100)}×25/100	付帯工事額×5/100＋{工事費－(付帯工事額×70/100)}×25/100	付帯工事額×70/100＋(工事費－付帯工事額×70/100)×50/100	
		付帯工事額超	付帯工事額×60/100	付帯工事額×12.5/100	付帯工事額×12.5/100	付帯工事額×85/100	
		設計監理費	全額			補助対象額全額	
更新工事 ① (未実施)	暖房機	定率限度額以下	工事費×70/100	工事費×7.5/100	工事費×7.5/100	工事費×85/100	定率限度額＝基準額×60/70
		定率限度額超～基準額以下	基準額×60/100	{工事費－HAP助成金－(工事費×15/100)}×50/100	{工事費－HAP助成金－(工事費×15/100)}×50/100		
		基準額超	基準額×60/100	基準額×12.5/100	基準額×12.5/100	基準額×85/100	
	暖房付帯工事	付帯工事額×70/100以下	付帯工事額×60/100	(工事費－HAP助成金)×50/100	(工事費－HAP助成金)×50/100		
		付帯工事額×70/100超 付帯工事額以下	付帯工事額×60/100	付帯工事額×5/100＋{工事費－(付帯工事額×70/100)}×25/100	付帯工事額×5/100＋{工事費－(付帯工事額×70/100)}×25/100	付帯工事額×70/100＋(工事費－付帯工事額×70/100)×50/100	
		付帯工事額超	付帯工事額×60/100	付帯工事額×12.5/100	付帯工事額×12.5/100	付帯工事額×85/100	
		設計等特別な事情で工事費が基準額を超える場合の加算額	(工事費－基準額－付帯工事額)×60/100	(工事費－基準額－付帯工事額)×12.5/100	(工事費－基準額－付帯工事額)×12.5/100	(工事費－基準額－付帯工事額)×85/100	
更新工事 ① (告示日後)	暖房機	定率限度額以下	工事費×65/100	工事費×8.75/100	工事費×8.75/100	工事費×82.5/100	定率限度額＝基準額×55/65
		定率限度額超～基準額以下	基準額×55/100	{工事費－HAP助成金－(工事費×17.5/100)}×50/100	{工事費－HAP助成金－(工事費×17.5/100)}×50/100		
		基準額超	基準額×55/100	基準額×13.75/100	基準額×13.75/100	基準額×82.5/100	
	暖房付帯工事	付帯工事額×65/100以下	付帯工事額×55/100	(工事費－HAP助成金)×50/100	(工事費－HAP助成金)×50/100		
		付帯工事額×65/100超 付帯工事額以下	付帯工事額×55/100	付帯工事額×5/100＋{工事費－(付帯工事額×65/100)}×25/100	付帯工事額×5/100＋{工事費－(付帯工事額×65/100)}×25/100	付帯工事額×65/100＋(工事費－付帯工事額×65/100)×50/100	
		付帯工事額超	付帯工事額×55/100	付帯工事額×13.75/100	付帯工事額×13.75/100	付帯工事額×82.5/100	
		設計等特別な事情で工事費が基準額を超える場合の加算額	(工事費－基準額－付帯工事額)×55/100	(工事費－基準額－付帯工事額)×13.75/100	(工事費－基準額－付帯工事額)×13.75/100	(工事費－基準額－付帯工事額)×82.5/100	
更新工事 ② (未実施)	暖房機	定率限度額以下	工事費×65/100	工事費×8.75/100	工事費×8.75/100	工事費×82.5/100	定率限度額＝基準額×55/65
		定率限度額超～基準額以下	基準額×55/100	{工事費－HAP助成金－(工事費×17.5/100)}×50/100	{工事費－HAP助成金－(工事費×17.5/100)}×50/100		
		基準額超	基準額×55/100	基準額×13.75/100	基準額×13.75/100	基準額×82.5/100	
	暖房付帯工事	付帯工事額×65/100以下	付帯工事額×55/100	(工事費－HAP助成金)×50/100	(工事費－HAP助成金)×50/100		
		付帯工事額×65/100超 付帯工事額以下	付帯工事額×55/100	付帯工事額×5/100＋{工事費－(付帯工事額×65/100)}×25/100	付帯工事額×5/100＋{工事費－(付帯工事額×65/100)}×25/100	付帯工事額×65/100＋(工事費－付帯工事額×65/100)×50/100	
		付帯工事額超	付帯工事額×55/100	付帯工事額×13.75/100	付帯工事額×13.75/100	付帯工事額×82.5/100	
		設計等特別な事情で工事費が基準額を超える場合の加算額	(工事費－基準額－付帯工事額)×55/100	(工事費－基準額－付帯工事額)×13.75/100	(工事費－基準額－付帯工事額)×13.75/100	(工事費－基準額－付帯工事額)×82.5/100	

別表1－2 住宅騒音防止工事補助金の交付に係るHAP、北海道、函館市の負担の考え方（第6条第4項関連）

区 分			補 助 金				備 考
			HAP	北海道	函館市		
更新工事 ② (告示日後)	暖房機	定率限度額以下	工事費×60/100	工事費×10/100	工事費×10/100	工事費×80/100	定率限度額＝基準額×50/60
		定率限度額超～基準額以下	基準額×50/100	{工事費-HAP助成金-(工事費×20/100)}×50/100	{工事費-HAP助成金-(工事費×20/100)}×50/100		
		基準額超	基準額×50/100	基準額×15/100	基準額×15/100	基準額×80/100	
	暖房付帯工事	付帯工事額×60/100以下	付帯工事額×50/100	(工事費-HAP助成金)×50/100	(工事費-HAP助成金)×50/100	付帯工事額×60/100+(工事費-付帯工事額×60/100)×50/100	
		付帯工事額×60/100超 付帯工事額以下	付帯工事額×50/100	付帯工事額×5/100+{工事費-(付帯工事額×60/100)}×25/100	付帯工事額×5/100+{工事費-(付帯工事額×60/100)}×25/100		
		付帯工事額超	付帯工事額×50/100	付帯工事額×15/100	付帯工事額×15/100		
	設計等特別な事情で工事費が基準額を超える場合の加算額		(工事費－基準額－付帯工事額)×50/100	(工事費－基準額－付帯工事額)×15/100	(工事費－基準額－付帯工事額)×15/100	(工事費－基準額－付帯工事額)×80/100	
更新工事 ③ (未実施)	暖房機	定率限度額以下	工事費×60/100	工事費×10/100	工事費×10/100	工事費×80/100	定率限度額＝基準額×50/60
		定率限度額超～基準額以下	基準額×50/100	{工事費-HAP助成金-(工事費×20/100)}×50/100	{工事費-HAP助成金-(工事費×20/100)}×50/100		
		基準額超	基準額×50/100	基準額×15/100	基準額×15/100	基準額×80/100	
	暖房付帯工事	付帯工事額×60/100以下	付帯工事額×50/100	(工事費-HAP助成金)×50/100	(工事費-HAP助成金)×50/100	付帯工事額×60/100+(工事費-付帯工事額×60/100)×50/100	
		付帯工事額×60/100超 付帯工事額以下	付帯工事額×50/100	付帯工事額×5/100+{工事費-(付帯工事額×60/100)}×25/100	付帯工事額×5/100+{工事費-(付帯工事額×60/100)}×25/100		
		付帯工事額超	付帯工事額×50/100	付帯工事額×15/100	付帯工事額×15/100		
	設計等特別な事情で工事費が基準額を超える場合の加算額		(工事費－基準額－付帯工事額)×50/100	(工事費－基準額－付帯工事額)×15/100	(工事費－基準額－付帯工事額)×15/100	(工事費－基準額－付帯工事額)×80/100	
更新工事 ③ (告示日後)	暖房機	定率限度額以下	工事費×60/100	工事費×10/100	工事費×10/100	工事費×80/100	定率限度額＝基準額×50/60
		定率限度額超～基準額以下	基準額×50/100	{工事費-HAP助成金-(工事費×20/100)}×50/100	{工事費-HAP助成金-(工事費×20/100)}×50/100		
		基準額超	基準額×50/100	基準額×15/100	基準額×15/100	基準額×80/100	
	暖房付帯工事	付帯工事額×60/100以下	付帯工事額×50/100	(工事費-HAP助成金)×50/100	(工事費-HAP助成金)×50/100	付帯工事額×60/100+(工事費-付帯工事額×60/100)×50/100	
		付帯工事額×60/100超 付帯工事額以下	付帯工事額×50/100	付帯工事額×5/100+{工事費-(付帯工事額×60/100)}×25/100	付帯工事額×5/100+{工事費-(付帯工事額×60/100)}×25/100		
		付帯工事額超	付帯工事額×50/100	付帯工事額×15/100	付帯工事額×15/100		
	設計等特別な事情で工事費が基準額を超える場合の加算額		(工事費－基準額－付帯工事額)×50/100	(工事費－基準額－付帯工事額)×15/100	(工事費－基準額－付帯工事額)×15/100	(工事費－基準額－付帯工事額)×80/100	
更新工事 ④	暖房機	定率限度額以下	工事費×60/100	工事費×10/100	工事費×10/100	工事費×80/100	定率限度額＝基準額×50/60
		定率限度額超～基準額以下	基準額×50/100	{工事費-HAP助成金-(工事費×20/100)}×50/100	{工事費-HAP助成金-(工事費×20/100)}×50/100		
		基準額超	基準額×50/100	基準額×15/100	基準額×15/100	基準額×80/100	
	暖房付帯工事	付帯工事額×60/100以下	付帯工事額×50/100	(工事費-HAP助成金)×50/100	(工事費-HAP助成金)×50/100	付帯工事額×60/100+(工事費-付帯工事額×60/100)×50/100	
		付帯工事額×60/100超 付帯工事額以下	付帯工事額×50/100	付帯工事額×5/100+{工事費-(付帯工事額×60/100)}×25/100	付帯工事額×5/100+{工事費-(付帯工事額×60/100)}×25/100		
		付帯工事額超	付帯工事額×50/100	付帯工事額×15/100	付帯工事額×15/100		
	設計等特別な事情で工事費が基準額を超える場合の加算額		(工事費－基準額－付帯工事額)×50/100	(工事費－基準額－付帯工事額)×15/100	(工事費－基準額－付帯工事額)×15/100	(工事費－基準額－付帯工事額)×80/100	
換気装置・レンジ用換気装置	基準額および付帯工事の合算した額以下		工事費×50/100	工事費×12.5/100	工事費×12.5/100	工事費×75/100	防音工事(告示日後), 更新工事共通
	基準額および付帯工事の合算した額(※)超		(※)×50/100	(※)×12.5/100	(※)×12.5/100	(※)×75/100	

○ 表中の定額、限度額、基準額、付帯工事額、設計監理費の補助対象額およびHAPの負担額は、HAPの函館空港住宅騒音防止対策事業助成金交付要綱の規定により、HAPが別途定める額等によるものとする。

別表2－1 生活保護住宅者への住宅騒音防止工事補助金の交付に係るHAP、北海道、函館市の負担の考え方（第7条第4項関連）

区 分			補 助 金				備 考
			HAP	北海道	函館市		
防音工事	定額以下		全額			工事費全額	
	定額超～限度額以下		定額+(工事費－定額)×50/100	(工事費-定額)×25/100	(工事費-定額)×25/100		
	限度額超		定額+(限度額-定額)×50/100	(限度額-定額)×25/100	(限度額-定額)×25/100	限度額	
	設計監理費		全額			補助対象額全額	
防音工事(告示日後) (空調調和機器を除く)	定額以下		全額			工事費全額	
	定額超～限度額以下		定額+(工事費－定額)×50/100	(工事費-定額)×25/100	(工事費-定額)×25/100		
	限度額超		定額+(限度額-定額)×50/100	(限度額-定額)×25/100	(限度額-定額)×25/100	限度額	
	設計監理費		全額			補助対象額全額	
防音工事(告示日後) (空調調和機器)	暖房機	工事費×95/100≦基準額×85/100	工事費×95/100	工事費×2.5/100	工事費×2.5/100	工事費全額	
		工事費×95/100>基準額×85/100	基準額×85/100	基準額×7.5/100	基準額×7.5/100	基準額	
	暖房付帯工事	付帯工事額×85/100以下	全額			工事費全額	
		付帯工事額×85/100超付帯工事額以下	付帯工事額×85/100	(工事費-HAP助成金)×50/100	(工事費-HAP助成金)×50/100		
		付帯工事額超	付帯工事額×85/100	付帯工事額×7.5/100	付帯工事額×7.5/100	付帯工事額	
	設計監理費		全額			補助対象額全額	
更新工事 ① (未実施)	暖房機	定率限度額以下	工事費×95/100	工事費×2.5/100	工事費×2.5/100	工事費全額	定率限度額 = 基準額×85/95
		定率限度額超～基準額以下	基準額×85/100	(工事費-HAP助成金)×50/100	(工事費-HAP助成金)×50/100		
		基準額超	基準額×85/100	基準額×7.5/100	基準額×7.5/100	基準額	
	暖房付帯工事	付帯工事額×85/100以下	全額			工事費全額	
		付帯工事額×85/100超付帯工事額以下	付帯工事額×85/100	(工事費-HAP助成金)×50/100	(工事費-HAP助成金)×50/100		
		付帯工事額超	付帯工事額×85/100	付帯工事額×7.5/100	付帯工事額×7.5/100	付帯工事額	
	設計等特別な事情で工事費が基準額を超える場合の加算額		(工事費－基準額－付帯工事額)×85/100	(工事費－基準額－付帯工事額)×7.5/100	(工事費－基準額－付帯工事額)×7.5/100	工事費－基準額－付帯工事額	
更新工事 ① (告示日後)	暖房機	定率限度額以下	工事費×93.75/100	工事費×3.125/100	工事費×3.125/100	工事費全額	定率限度額 = 基準額×83.75/93.75
		定率限度額超～基準額以下	基準額×83.75/100	(工事費-HAP助成金)×50/100	(工事費-HAP助成金)×50/100		
		基準額超	基準額×83.75/100	基準額×8.125/100	基準額×8.125/100	基準額	
	暖房付帯工事	付帯工事額×83.75/100以下	全額			工事費全額	
		付帯工事額×83.75/100超付帯工事額以下	付帯工事額×83.75/100	(工事費-HAP助成金)×50/100	(工事費-HAP助成金)×50/100		
		付帯工事額超	付帯工事額×83.75/100	付帯工事額×8.125/100	付帯工事額×8.125/100	付帯工事額	
	設計等特別な事情で工事費が基準額を超える場合の加算額		(工事費－基準額－付帯工事額)×83.75/100	(工事費－基準額－付帯工事額)×8.125/100	(工事費－基準額－付帯工事額)×8.125/100	工事費－基準額－付帯工事額	
更新工事 ② (未実施)	暖房機	定率限度額以下	工事費×93.75/100	工事費×3.125/100	工事費×3.125/100	工事費全額	定率限度額 = 基準額×83.75/93.75
		定率限度額超～基準額以下	基準額×83.75/100	(工事費-HAP助成金)×50/100	(工事費-HAP助成金)×50/100		
		基準額超	基準額×83.75/100	基準額×8.125/100	基準額×8.125/100	基準額	
	暖房付帯工事	付帯工事額×83.75/100以下	全額			工事費全額	
		付帯工事額×83.75/100超付帯工事額以下	付帯工事額×83.75/100	(工事費-HAP助成金)×50/100	(工事費-HAP助成金)×50/100		
		付帯工事額超	付帯工事額×83.75/100	付帯工事額×8.125/100	付帯工事額×8.125/100	付帯工事額	
	設計等特別な事情で工事費が基準額を超える場合の加算額		(工事費－基準額－付帯工事額)×83.75/100	(工事費－基準額－付帯工事額)×8.125/100	(工事費－基準額－付帯工事額)×8.125/100	工事費－基準額－付帯工事額	

別表2－2 生活保護住宅者への住宅騒音防止工事補助金の交付に係るHAP、北海道、函館市の負担の考え方（第7条第4項関連）

区 分			補 助 金				備 考
			HAP	北海道	函館市		
更新工事 ② （告示日後）	暖房機	定率限度額以下	工事費×93.75/100	工事費×3.125/100	工事費×3.125/100	工事費全額	定率限度額＝基準額×83.75/93.75
		定率限度額超～基準額以下	基準額×83.75/100	(工事費-HAP助成金)×50/100	(工事費-HAP助成金)×50/100		
		基準額超	基準額×83.75/100	基準額×8.125/100	基準額×8.125/100	基準額	
	暖房付帯工事	付帯工事額×83.75/100以下	全額			工事費全額	
		付帯工事額×83.75/100超付帯工事額以下	付帯工事額×83.75/100	(工事費-HAP助成金)×50/100	(工事費-HAP助成金)×50/100		
		付帯工事額超	付帯工事額×83.75/100	付帯工事額×8.125/100	付帯工事額×8.125/100	付帯工事額	
	設計等特別な事情で工事費が基準額を超える場合の加算額		(工事費－基準額－付帯工事額)×83.75/100	(工事費－基準額－付帯工事額)×8.125/100	(工事費－基準額－付帯工事額)×8.125/100	工事費－基準額－付帯工事額	
更新工事 ③ （未実施）	暖房機	定率限度額以下	工事費×93.75/100	工事費×3.125/100	工事費×3.125/100	工事費全額	定率限度額＝基準額×83.75/93.75
		定率限度額超～基準額以下	基準額×83.75/100	(工事費-HAP助成金)×50/100	(工事費-HAP助成金)×50/100		
		基準額超	基準額×83.75/100	基準額×8.125/100	基準額×8.125/100	基準額	
	暖房付帯工事	付帯工事額×83.75/100以下	全額			工事費全額	
		付帯工事額×83.75/100超付帯工事額以下	付帯工事額×83.75/100	(工事費-HAP助成金)×50/100	(工事費-HAP助成金)×50/100		
		付帯工事額超	付帯工事額×83.75/100	付帯工事額×8.125/100	付帯工事額×8.125/100	付帯工事額	
	設計等特別な事情で工事費が基準額を超える場合の加算額		(工事費－基準額－付帯工事額)×83.75/100	(工事費－基準額－付帯工事額)×8.125/100	(工事費－基準額－付帯工事額)×8.125/100	工事費－基準額－付帯工事額	
更新工事 ③ （告示日後）	暖房機	定率限度額以下	工事費×93.75/100	工事費×3.125/100	工事費×3.125/100	工事費全額	定率限度額＝基準額×83.75/93.75
		定率限度額超～基準額以下	基準額×83.75/100	(工事費-HAP助成金)×50/100	(工事費-HAP助成金)×50/100		
		基準額超	基準額×83.75/100	基準額×8.125/100	基準額×8.125/100	基準額	
	暖房付帯工事	付帯工事額×83.75/100以下	全額			工事費全額	
		付帯工事額×83.75/100超付帯工事額以下	付帯工事額×83.75/100	(工事費-HAP助成金)×50/100	(工事費-HAP助成金)×50/100		
		付帯工事額超	付帯工事額×83.75/100	付帯工事額×8.125/100	付帯工事額×8.125/100	付帯工事額	
	設計等特別な事情で工事費が基準額を超える場合の加算額		(工事費－基準額－付帯工事額)×83.75/100	(工事費－基準額－付帯工事額)×8.125/100	(工事費－基準額－付帯工事額)×8.125/100	工事費－基準額－付帯工事額	
更新工事 ④	暖房機	定率限度額以下	工事費×93.75/100	工事費×3.125/100	工事費×3.125/100	工事費全額	定率限度額＝基準額×83.75/93.75
		定率限度額超～基準額以下	基準額×83.75/100	(工事費-HAP助成金)×50/100	(工事費-HAP助成金)×50/100		
		基準額超	基準額×83.75/100	基準額×8.125/100	基準額×8.125/100	基準額	
	暖房付帯工事	付帯工事額×83.75/100以下	全額			工事費全額	
		付帯工事額×83.75/100超付帯工事額以下	付帯工事額×83.75/100	(工事費-HAP助成金)×50/100	(工事費-HAP助成金)×50/100		
		付帯工事額超	付帯工事額×83.75/100	付帯工事額×8.125/100	付帯工事額×8.125/100	付帯工事額	
	設計等特別な事情で工事費が基準額を超える場合の加算額		(工事費－基準額－付帯工事額)×83.75/100	(工事費－基準額－付帯工事額)×8.125/100	(工事費－基準額－付帯工事額)×8.125/100	工事費－基準額－付帯工事額	

○ 表中の定額、限度額、基準額、付帯工事額、設計監理費の補助対象額およびHAPの負担額は、HAPの函館空港住宅騒音防止対策事業助成金交付要綱の規定により、HAPが別途定める額等によるものとする。